

岡山県埋蔵文化財発掘調査報告（25）

山陽自動車道建設
に伴う発掘調査

1

備前市荒神社東遺跡

1978年3月

岡山県教育委員会

文化課

序

山陽自動車道は昭和46年に基本計画が決定され、新たな交通動脈として各方面から期待が寄せられています。岡山県教育委員会では、文化財の保護・保存に万全を期すべく、予想されるルート周辺における埋蔵文化財包蔵地の分布調査も国庫補助を受け昭和47年度に実施しております。本報告書掲載の遺跡はこのルート内に所在するものであり、日本道路公団との協議にもとづき調査をしたものであります。

山陽自動車道岡山県内のルートの内、備前インターチェンジ以東の大坂建設局担当分については、すでに、一部工事が着工されていますが、この発掘調査実施につきましては、日本道路公団ならびに山陽自動車道埋蔵文化財保護対策委員会をはじめ、備前市教育委員会その他地元関係各位には、ひとかたならぬご協力とご指導を賜わりました。この機会に厚くお礼を申し上げます。

昭和53年3月

岡山県教育委員会

教育長 小野啓三

例　　言

1. この報告書は、日本道路公団の委託により岡山県教育委員会が実施した、山陽自動車道建設用地にかかる、備前市福石に所在する荒神社東遺跡の緊急発掘調査報告書である。
2. 山陽自動車道は岡山県備前市内の備前インターチェンジを境とし、以東は大阪建設局、以西は広島建設局が担当し、荒神社東遺跡は大阪建設局担当分に所在する。
3. 発掘調査は昭和52年9月1日から10月6日まで実施し、以後文化課分室（岡山市西古松）において報告書作成作業を行った。
4. 発掘調査は主として文化課主事　岡本寛久が担当し、同課文化財保護主事　山磨康平の補佐を受けた。
5. この報告書の作成・執筆は岡本が行った。
6. この報告書に掲載した「遺跡位置図」は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の25000分の1地形図を複製したものである。（承認番号昭53中復、第87号）また、「遺跡周辺地形図」は道路公団作製による1000分の1路線設計図を用いた。
7. 遺跡地の地形測量ならびにグリッド杭の設置は測量業者に委託して行った。
8. この報告書に用いた高度値は海拔高であり道路公団が遺跡地北東に設置したベンチマーク6を基準としている。
9. 出土遺物は文化課分室において保管している。

目 次

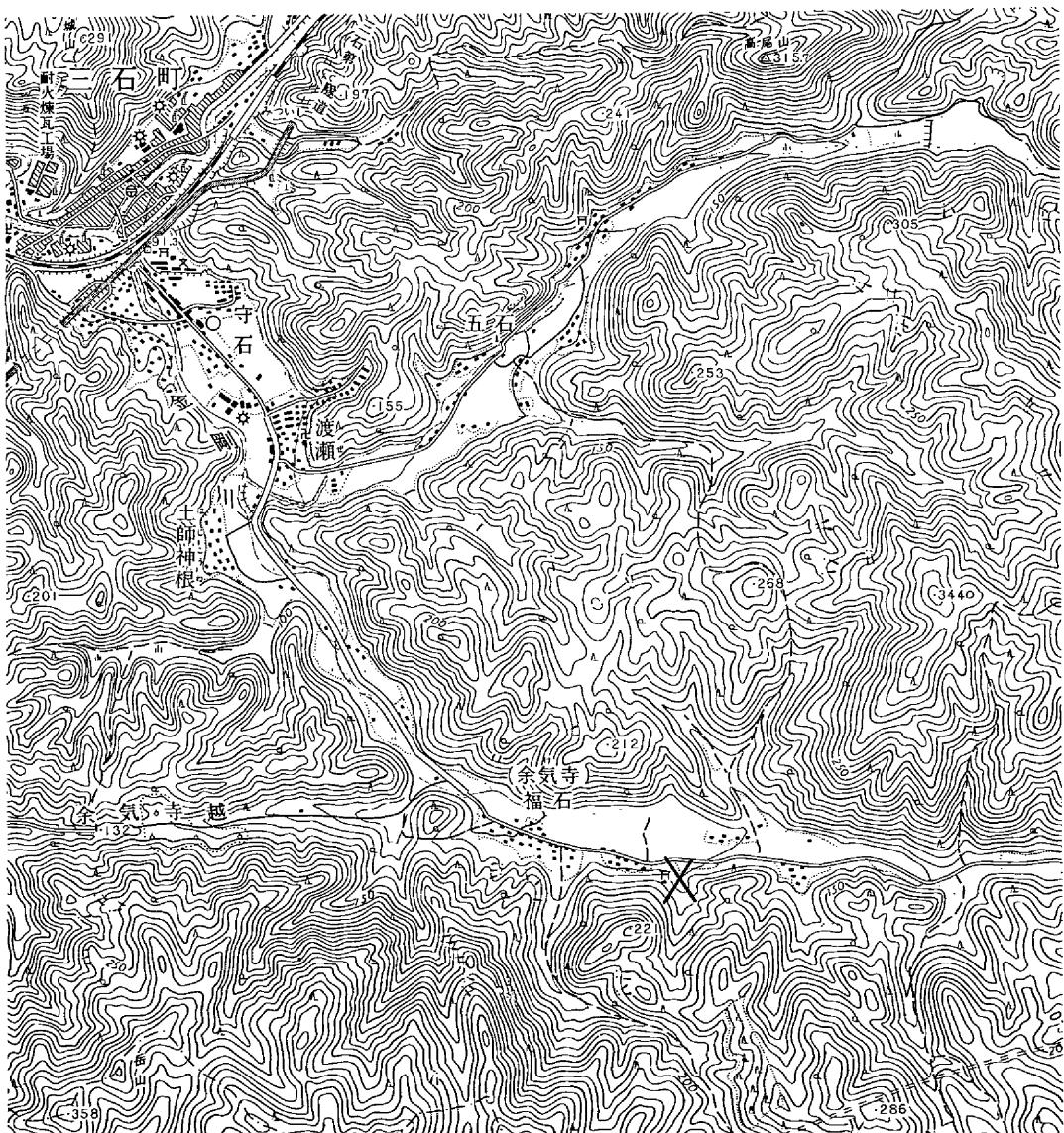
I	調査に至る経過	5
II	遺跡の位置および現状	7
III	調査の経過	7
IV	調査の結果	9
a	土 層	9
b	石 墓	10
c	取水路	12
d	遺 物	12
V	まとめ	13

図 版 目 次

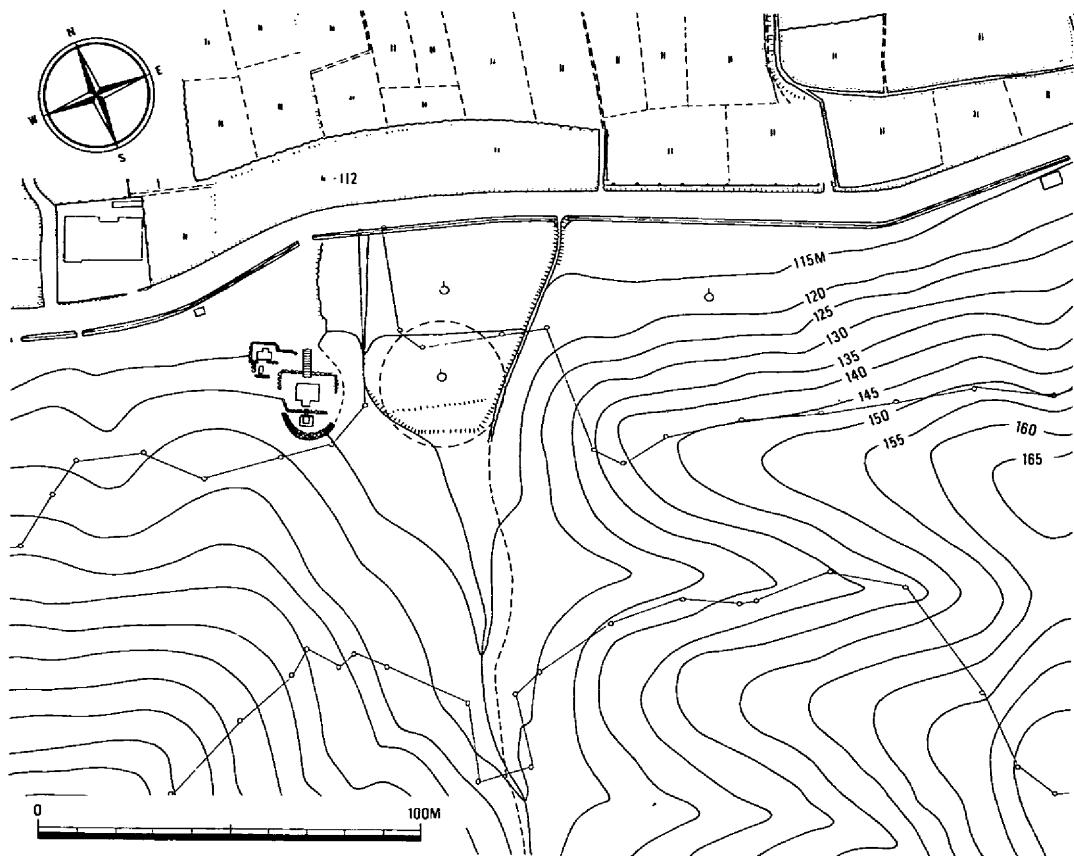
- 図版 1 1. 調査前全景(南東から)
 2. 同 上 (北から)
- 図版 2 1. 第2トレンチ耕土除去後全景(北西から)
 2. 第1トレンチ耕土除去後全景(北東から)
- 図版 3 1. 第1トレンチ畦部分石積(北東から)
 2. 同 上 (南東から)
- 図版 4 1. 第1トレンチ畦部分土層(南東から)
 2. 第2トレンチ畦部分土層(南西から)
- 図版 5 1. 東辺石塁南端(南東から)
 2. 東辺石塁北半(南東から)
- 図版 6 1. 南辺石塁東半(南から)
 2. 南辺石塁(南西から)
- 図版 7 1. 東辺石塁内側(北西から)
 2. 東辺石塁断面(西から)
- 図版 8 1. 南辺石塁断面状況(北東から)
 2. 南辺石塁断面(東から)
- 図版 9 1. 取水口および取水路痕跡(南西から)
 2. 東辺石塁および取水路(東から)
- 図版 10 1. 取水路細部(南西から)
 2. 取水路全景(北東から)
- 図版 11 1. 出土遺物
 2. 同 上

I 調査に至る経過

昭和46年6月8日に基本計画の決定をみた山陽自動車道の建設ルート決定作業は、昭和47年度より本格化した。これに伴い、岡山県教育委員会に対しても、予定ルート周辺の文化財の分布状況についての協議があった。県教育委員会はこれに対応すべく、昭和47年度内に国庫補助を受け、予定ルート内及び周辺の文化財分布調査を、全県規模において実施し、その結果181ヶ所にのぼる遺跡あるいは遺跡予想地点を検出した。その後種々の資料の検討により、建設予定ルートの部分的変更が行わ



第1図 荒神社東遺跡位置図(S=1/25000) ×印: 遺跡



第2図 遺跡周辺地形図 (S=1/2000)

れ、この部分についても、昭和48年度内に分布調査を実施した。全県ルートのうち、岡山県・兵庫県境より備前インターチェンジまでの日本道路公団大阪建設局姫路工事事務所担当部分については、昭和48年12月13日に路線の発表をみた。

今回報告する荒神社東遺跡は、昭和48年8月に行われた、ルート変更部分の分布調査によって検出された遺跡である。調査時点においては、人工的な造成平坦面とそれをとりまく石壙遺構の存在がまず注意され、ついで、遺跡の西端を流れる谷川から近世末期頃と推定される磁器片の採集、谷川中ににおける石積堰状遺構の存在、遺跡北東部（現山道側）にあるイチョウの古木・竹藪等から、当地点に近世末期頃の屋敷跡の存在する可能性があるとし当遺跡を荒神屋敷遺跡と仮称して、遺跡調査カードに記載し、周知の埋蔵文化財包蔵地としての取扱いを行うこととした。その後当遺跡の処置については種々の協議を重ねたが、記録保存もやむなしとの結論に至り、岡山県教育委員会が日本道路公団より調査の委託をうけ、昭和52年9月1日より発掘調査を実施することとなった。

II 遺跡の位置および現状

荒神社東遺跡は、金剛川が形成した狭長な河谷平野の南側山麓部のうち、谷の開口部にあり、谷川の浸蝕・堆積作用によってできた扇状地の上に位置する。遺跡地は北面する三角形の地形を整形して、五面の長方形の平坦面を階段状に造成し、この造成面を取りかこむように東辺・南辺・西辺に石壠を構築している。ただし、東辺の石壠は一番高所の平坦面を取り囲む長さしかない。造成面の広さは約 2000 m^2 である。現谷川はこの南辺・西辺の石壠に沿って流下している。石壠は南東隅が一番高く、発掘前の現状で高さ約 1.4 m を測る。南辺石壠の内側（造成面側）にはかなりの幅で石壠上端より造成面へ砂利積みの傾斜面がつくられている。造成面の標高は上段より $116.2\text{ m} \cdot 115.7\text{ m} \cdot 114.9\text{ m} \cdot 114.2\text{ m} \cdot 113.6\text{ m}$ 前後である。造成面は現在、果樹園・畑となっている。

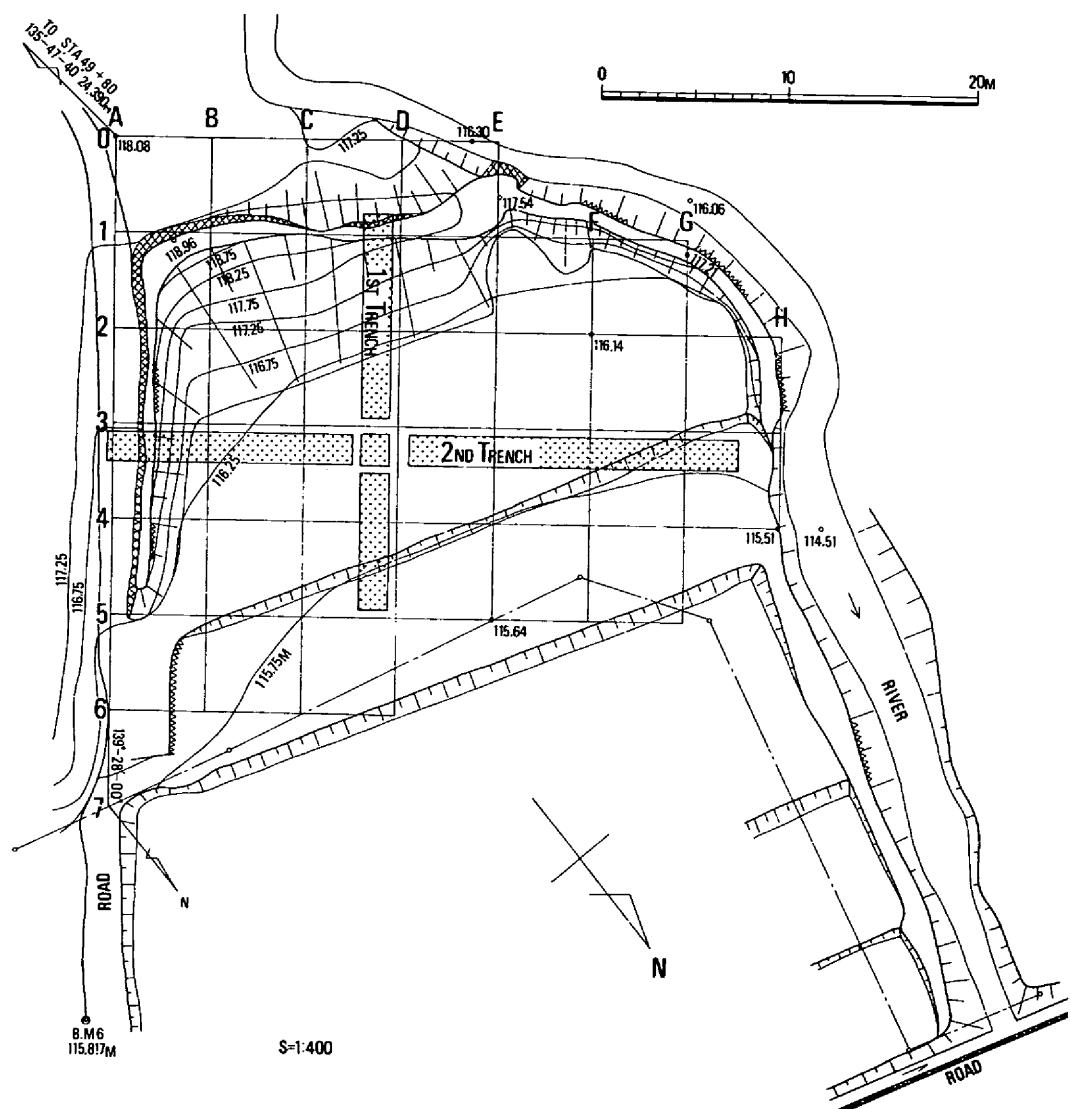
なお、遺跡名の由来となった荒神社は、当遺跡と谷川を挟んで西に隣接する丘陵端部を削平して築造されている。

III 調査の経過

調査対象面積は、最上段と二段目の大部分の計約 700 m^2 であった。調査面積が狭いため、一辺 5 m のグリッドを東辺石壠に平行して設定した。この 5 m グリッドの杭打ちと調査前の地形測量について、調査期間等の関係上測量業者に委託をして実施した。現地における発掘調査は、昭和52年9月19日より実施した。開始直後の草刈作業中、旧地権者・地元作業員・古老等の話を聞いたところ、遺跡地は、大正時代以前水田であったことが判明し、また開田も明治時代末ということであり、平坦面の造成はこの開田によるものではないかとの疑いが強くなった。また、石壠についても谷の開口部という位置から考え不意の出水から水田を保護するために構築したということも考えられるため、とりあえず、トレチによる土層観察を行い、水田遺構のみで屋敷跡の可能性を考慮する要素が検出されない場合には、全面調査を中止し、トレチ調査のみによって調査を終了する方針を立て、保護対策委員会においてこの方針を提示し、各委員の同意を得た。

トレチは第3図のとおり、グリッドに沿い、幅 1.6 m のものを二本直交させ、各トレチとも石壠を断割するように設定し、推定地山面から更に 5 cm 以上掘下げ、直交部分の坪については地山であることを確認するため、推定地山面から 60 cm 下まで掘り下げた。調査の結果は以下に記すが、結論からいえば、屋敷跡の可能性を示す資料は見出せず、当遺跡は明治後半期の水田址であると断定し、トレチ調査によって調査を終了した。

本調査においては、専門的な立場から指導助言をえるため、埋蔵文化財保護対策委員会を設け、下記の方々を委員に委嘱し、種々のご教示をえた。記して感謝を表します。



第3図 遺跡地形およびトレンチ配置図 (S=1/400)

山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財保護対策委員会委員

岡本明郎 (芳泉高校教諭)

神原英朗 (厚生小学校教諭)

出宮徳尚 (岡山市教育委員会 主事)

西川 宏 (山陽学園教諭)
間壁 茂子 (倉敷考古館学芸員)
水田 昌康 (岡山県文化財保護審議会委員)

日誌抄

昭和52年9月 1日	発掘準備作業開始
9日～14日	地形測量・杭打
19日・20日	草刈・立木伐採・調査前全景写真撮影
21日・22日	表土・耕土剥ぎ
26日・27日	床土・灰色土剥ぎ 水田畦石積検出作業
28日～30日	取水路検出作業 水田畦石積検出作業
10月 1日～4日	トレンチ土層図実測 東辺・南辺石壙断割作業
5日・6日	石壙断割面実測 南石壙外面検出作業 現地調査終了

なお現地での作業にあたっては青木加寿馬・青木正太・市原武夫・小林照子・西角唯一・西角保・西角千代子・宮崎牧子の諸氏の協力を得、また黒田耕作氏にも種々お世話になった。併せて謝意を表します。

IV 調査の結果

a 土層

造成平坦面の土層は基本的には四層からなるが最上層の土が腐蝕化してつくられた表土層を考慮すれば五層となる。上層から1、表土層、2、耕土層(青灰色粘性土)、3、床土層(淡黄色土)、4、灰色土層、5、暗灰色～灰黄色砂礫層である。1は腐蝕土で耕土と腐蝕物の混合によってつくられた土である。2は水田耕作時の耕作土、3は湛水のため水田底に貼った土、4は水田面を整形するための盛土、5は谷川による扇状地堆積土で地山である。

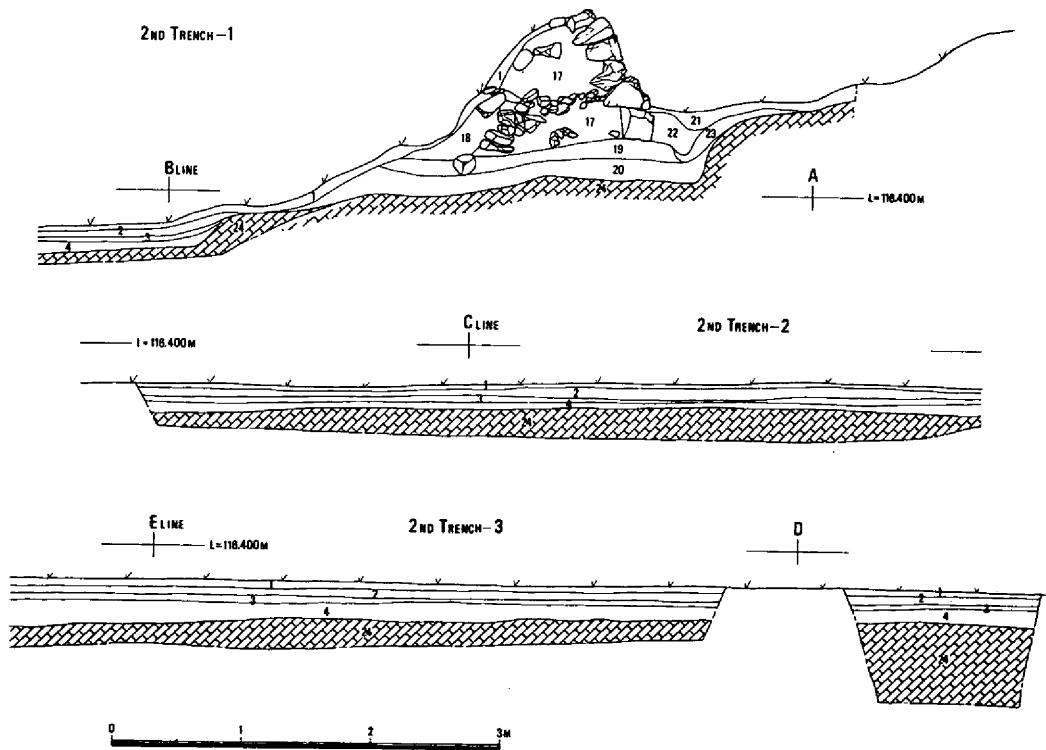
各水田面境の畦は地山の砂礫層上に礫を多量に含んだ灰茶色土を積み上げて形成する。礫の状態は最下部に大石を一列に並べたものを基礎として、その上方あるいは南前方に大小の礫をかなり乱雑に積みあげている。したがって、構造的には中央に礫の密集部分があり、それを包むように小礫を多く含む灰茶色土があるという形をとる。この灰茶色土の盛山の南前方に除々に薄くなりながら、灰色砂礫が伸びていく。畦の北側部分は、土層観察からすれば灰茶色土を盛り上げた後地山の砂礫層を約25

cm削平し、形成された段の壁側に青灰色土、灰色土の順に盛る。これらの土は灰茶色土がもろいため畦の崩壊を防ぐ目的で積まれたのではないかと推定される。

以上のことから水田の造成過程を簡略に記述すると、まず畦を盛り上げて水田の区画をつくり、次に地山を削平しておまかなか水田の基礎部分をつくる。この水田区画内に灰色土を敷いて水田面を整え、床土をつき固めて、最後に耕土を入れて完成する。

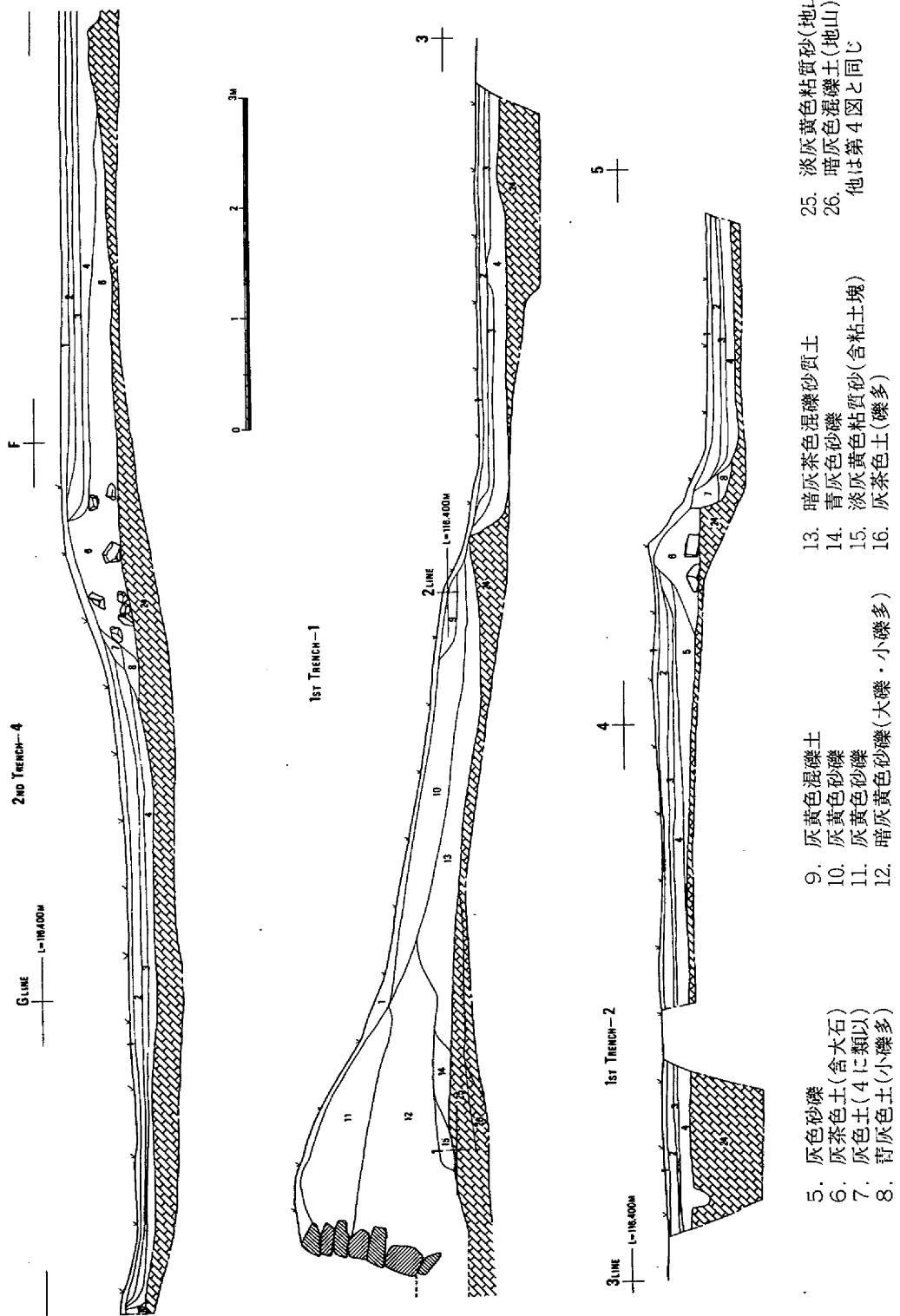
b 石 墓

石墓は東・南・西の三辺にめぐらすが、その構造は各辺とも異なっている。この相違は主として、



- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. 表土(黒褐色腐蝕土) | 21. 灰・炭・コークスがら |
| 2. 耕土(青灰色粘性土) | 22. 暗灰黄色粘性土 |
| 3. 床土(淡黄色粘性土) | 23. 青灰色粘性土 |
| 4. 灰色土 | 24. 暗灰茶色～灰黄色砂礫(地山) |
| 17. 黄褐色砂礫土 | |
| 18. 暗灰黄色砂礫 | |
| 19. 灰黄色土 | |
| 20. 暗灰黄色土 | |

第4図 第2トレンチ土層図 (S=1/60)



第5図 トレンチ土層図 上：第2トレンチ 中・下：第1トレンチ (S = 1 / 60)

石壠の目的と各辺の位置との関係から生じたものであろう。

出水に対する防護壁という目的からして、もっとも重要な部分は谷の正面にあたる南辺石壠である。南辺石壠は1.5～1m程度の高さの石壁の背後(水田側)に最大幅9mにおよぶ砂礫土の盛土が石壁上端から最上段水田面まで傾斜する形で存在する。この盛土は、南辺石壠が出水によって決壊することを防ぐ目的で造られたものであり、その盛土量からきわめて用心深い配慮がみられる。石壁は南辺中央あたりでは下段にかなりの大石を置いている。この部分の石が全石壠中もっとも大きい。

東辺石壠は地山を削平して平坦面をつくり出し、その上に暗灰黄色土、灰黄色土を盛り、そして石壠を構築する。石壠の東壁は長辺30cm前後の石を積み上げて石垣をつくっている。石垣の背後には礫を多量に含んだ黄褐色砂礫を盛っているが、石壠が細く高いために崩壊の危険が想定されたためか西壁下半にも石積みを行い黄褐色砂礫土を石垣で挟むような構造をもっている。西壁の外側の暗灰黄色砂礫は、その土の性質から判断すれば流土の可能性が高い。

西辺石壠は谷川の岸に積み上げられたものであり岸を利用できるために、高くある必要はなく、南から北へ向かって徐々に高さを減じ二枚目の田以北では単に畦の谷川側の壁をつくる石積に縮小していく。

c 取水路

水田に付属する施設として必要不可欠なものは水を田に引き入れるための施設である。これについては水田耕作が最近まで行われていたため、旧地権者からの聞き取りによって容易に検出した。当水田址においては石壠の存在があるため、南辺石壠の南方40mの谷川上流部分に取水口をつくりそこから水路を引いて石壠の南東隅へ導き、更に東石壠に沿って流して、最上段水田の北東隅から田へ水を入れるように取水路がつくられているとのことであった。石壠以南の部分については現在も凹部が残存しており、東辺石壠下の取水路は幅70cm、深さ30cm程度の規模をもつ。石壠下部分のうち北半分については、取水路中に石が石壠に沿って並んでおり、南半分のありかたとの比較からして人為的なものと考えられる。南半分の部分については、取水路の東肩に石の並びが若干みられ、本来東肩に石が並べられていたものと想定される。取水路は水田耕作を放棄した後に埋没が始まり、最終的には山道の舗装として敷かれたコーケスがらによって完全に埋まってしまった。

d 遺物

本調査によって出土した遺物は近代以降のものに限られるようである。内容は陶磁器片、耐火レンガ、ガラス片、瓦等である。半数は表採資料であり、他は表土層、耕土層と取水路の埋土中から出土した。

一部を写真図版に掲載した。2～5は磁器である。2は湯呑、他は皿である。2は濃い青色の染付、3は内面淡い青色の染付で外面は淡灰緑色の青磁風の施釉である。4・5は同一意匠のものであり、全面釉薬塗布の後、富士を赤と青の発色顔料を用いて描いている。内底には漢字を菱形風に変形させたような陰刻がみられる。2・4・5は表土、1・3は取水路埋土から出土した。6・7は素焼きの

土玉である。6は径41mm、高さ32mm、7は径51mm、高さ35mmを測る。非常に粗い砂質の胎土であり、堅く焼きしめられている。共に平坦な底面をもち、側面に爪の連続押圧による「(())」のような文様がある。上面にはヘソのような突起をもつ。用途については明らかでない。表採資料である。

8・9は耐火レンガである。8は板状を呈し、幅115mm、残存長98mm、厚さ31mmを測る。9は角柱状をしており、小口面は60×65mm、残存長は150mmある。共にきわめて粗い胎土で、色調は白色を呈する。かすかに光沢をもつ。9は小口面と一側面に淡赤褐色の釉らしきものが付着している。共に三重の円心円文を一面にもっている。8・9いずれも取水路埋土から出土した。

V まとめ

本調査の結果は前述のとおりである。これをふまえて、若干のまとめをしてみたい。当初、屋敷跡を想定していたわけであるが、今回の調査によってその可能性はなくなったとみてよい。当水田の造成においては地山の砂礫層の傾斜等から判断して全面を削平することなく各段の高所部を削平したにとどまり、低所は逆に地山面に盛土を行ったと考える。もし屋敷が存在したとすれば当然その生活面ないしは造成による削平面が残存しているはずであるが、トレンチの土層観察ではそのような痕跡は看取できなかった。また遺物についても、表土層・耕土層からの出土をみたのみで、それ以下の層からはいっさい出土しなかった。

分布調査時点において屋敷跡の根拠とした事実のうち、人工的な造成平坦面は開田によるものであり、石壙は出水から水田を防護するための構築物であった。また、谷川中の磁器片については隣接する荒神社に関連した遺物と考えられること、谷川中の石堰については、農作業に伴う洗場のようなものを確保するためのものではなかったかと推察されることから、これらをもって屋敷跡の根拠とするることはできなくなったと考える。よって当遺跡は単なる水田址と断定し、その開田時期はやや不明確ではあるが、明治後半、それも末期頃とみてよいようである。

今回の調査は、明治後半期の谷開口部緩斜面における水田の造成過程を明らかにしたことにその意義を認めるべきであろうが、このような開田作業は現在においても行われていることは確実で、実見してその作業過程を正確にしらべてやるであろう。

図版 1



1. 調査前全景
(南東から)



2. 同上
(北から)

2. 第1トレンチ耕土除去後全景
(北東から)



1. 第2トレンチ耕土除去後全景
(北西から)



図版 3



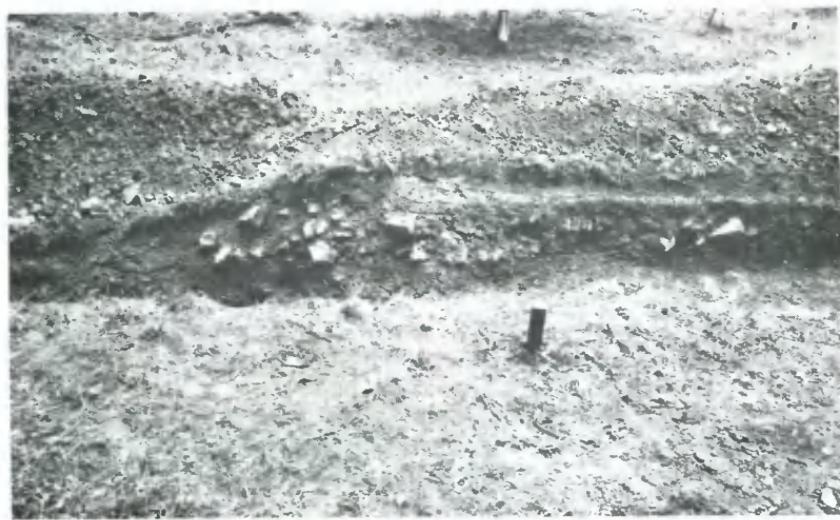
1. 第1トレンチ畦部分石積 (北東から)



2. 同上 (南東から)



1. 第1トレンチ畦部分土層 (南東から)



2. 第2トレンチ畦部分土層 (南西から)



1. 東辺石疊南端 (南東から)



2. 東辺石疊北半 (南東から)



1. 南辺石塀東半 (南から)



2. 南辺石塀 (南西から)



1. 東辺石壁内側 (北西から)



2. 東辺石壁断面 (西から)



1. 南辺石疊断割状況 (北東から)



2. 南辺石疊断割面 (東から)



1. 取水口および取水路痕跡（南西から）



2. 東辺石壠および取水路（東から）

2. 取水路全景（北東から）



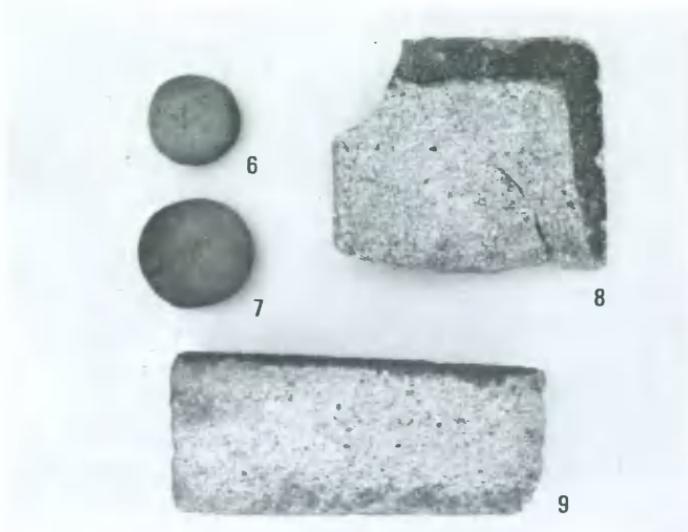
1. 取水路細部（南西から）



図版 11



1. 出土遺物



2. 同上

岡山県埋蔵文化財発掘調査報告（25）

山陽自動車道建設に伴う発掘調査 1

1978年3月11日 印刷

1978年3月31日 発行

編 集 岡山県教育委員会文化課

発 行 岡山県教育委員会